

大切な
お知らせ

高校生の学びを支えます。

高等学校等就学支援金

返還不要の授業料支援が受けられます。



判定基準(裏面参照)を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。

※ 学校種: 高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校(高等課程)など

<支給額のイメージ>

支給上限額

39万6,000円

私立高校(全日制)の場合
(※1)

11万8,800円

私立高校等は加算

590万円

910万円

世帯の年収目安※2

※1 私立高校(通信制)は29万7,000円

国公立の高等専門学校(1~3年)は23万4600円が支給上限額

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安(家族構成別の年収目安は裏面下表参照)

※興南高校の場合、支給上限額は33万円です(年間授業料が33万円のため)

文部科学省のwebサイトには、
制度の最新・詳細情報、各都道府県担当連絡先などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索





お申込みについて

(新入生の皆さん)

入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

(在校生の皆さん)

収入状況の届出が必要となる7月頃までに学校から案内があります。

※原則として、**オンラインで申請**します。また、**マイナンバーを利用**することで手続きが簡単になります。

(都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。)



対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

【計算式】

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **15万4,500円**

(15万4,500円以上)

< **30万4,200円**



支給額: 最大39万6,000円

※**興南の場合、最大33万円**



支給額: 11万8,800円

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータルHP



(参考)支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	33万円 の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約950万円	～約640万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1030万円	～約660万円
	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約1070万円	～約720万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校(全日制)の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16~18歳、大学生は19~22歳の場合。

※給与と所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。



お問合せについて

学校またはお住まいの都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

